

# 早通神明宮神社規約

令和 7 年 7 月 7 日改正

早通神明宮

# 早通神明宮神社規約

## 第1条（氏子）

新潟市江南区早通の鎮守氏神早通神明宮の氏子とは鎮守氏神との関係を拒否しない者であって現在新潟市江南区早通の第43区、44区に居住する者を云う。

## 第2条（氏子の権利と義務）

1. 氏子は早通神明宮の社殿、境内地及び社有地を共有し祭典を執行する権利を有しその維持管理をなし経費を負担する義務を負う。
2. 特殊な事態が生じない限り基本財産の分割はしない。
3. 但し基本財産を分割する事態が生じた場合は氏子総会の議決を要する。その権利は昭和47年3月31日現在において江南区早通の第43区、第44区に居住する者又はその家の相続人に限る。

## 第3条（氏子総代）

1. 氏子総代は氏子を代表して氏神に奉仕し敬神思想の涵養をはかる。
2. 氏子総代は班長会議において選出・依嘱され就任する。  
選出案を総代役員会で推薦し、班長会議に諮ることが出来る。

## 第4条（氏子総代の任期）

氏子総代の任期は2ヵ年とし、欠員を生じた時には速やかに補充する。後任者は前任者の残余期間とする。

## 第5条（氏子総代の任務）

氏子総代は次の各号の任務を行わなければならない。

1. 氏神の神体の祭祀とこれに関する行為
2. 祭祀に供する器具、調度、用材等の物品の管理、処分に関する行為
3. 社殿、及び境内地、社有地の維持管理とその為の行為
4. 祭典の執行（各区自治会の協力を仰ぐ）
5. 隣組長は氏子総代会の協力員を兼ねる。
6. 必要経費の予算と執行。
7. 神明会館の管理に関する一切の行為
8. その他氏神に関する一切の事項

## 第6条（氏子総代の定数）

氏子総代は43区6名、44区4名計10名とし、氏子総代会を構成する。

#### 第7条（氏子総代会の機関）

1. 氏子総代会代表 1名
2. 庶務 1名
3. 会計 2名（内1名は神明会館会計）
4. 神明会館管理委員長 1名
5. 神明会館管理委員 1名  
（うち1名防火管理者）
6. 宮守 若干名

#### 第8条（機関の任務と選出）

1. 氏子総代会代表は氏子総代会を代表して会議を招集し議事の進行を諮り議決の執行をする。
2. 氏子総代会代表は神明宮に関する記録、台帳等一切を保管する。
3. 庶務は神社の基本財産を保管し庶務に関する事務を掌る。
4. 会計は神社会計の一切を掌る。
5. 神明会館会計は神明会館の会計の一切を掌る。
6. 神明会館委員長は神明会館の運営事務を掌る。
7. 神明会館防火管理者は会館の消防計画作成、消防訓練、消防設備点検等、設備管理を掌る。
8. 宮守は早朝参拝者のため月2回社殿を開け賽銭を管理する。
9. 機関の選出は氏子総代会の互選とし任期は2年とする。

#### 第9条（会計）

1. 神社費は基本財産の利息、及び賽銭並びに賦課金、その他、寄付金等の収入を以って之に当てる。
2. 神明会館費は賦課金、貸室料金等の収入を以って之に当てる。
3. 収支決算は監査を受け氏子総会に報告する。

#### 第10条（改正）

神社規約の改正は氏子総代会が審議し氏子総会の承認を得る。

施工 昭和 63年 6月 17日

改正 平成 2年 5月 27日

改正 平成 23年 3月 27日

改正 令和 7年 7月 7日

## 早通神明宮 神社規約細則

[令和4年4月1日 制定]

### 【氏子総会細則】

神社規約第9条（会計）3項及び、第10条（改正）1項に基づき、氏子総会については次の通りとする。

1. 氏子総会は、43区自治会及び、44区自治会の隣組班長（以下、代議員）で構成する。
2. 氏子総会の議長は氏子総代表又は、代議員の中から選出する。
3. 氏子総会は代議員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した代議員は出席者とみなす。
4. 氏子総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって議事の承認とする。
5. 天変地異又は、新型コロナ等の感染症等の感染防止のため、氏子総会の開催が困難の時は、書面により議事を報告とする。

### 【功労金細則】

神社規約第5条6項に基づき、功労金については次の通りとする。

1. 氏子総代を通算十年以上勤続の方は、功労金を贈呈する。
2. 功労金の詳細は総代会に諮り決定する。

### 【弔慰金細則】

神社規約第5条6項に基づき、弔慰金については次の通りとする。

1. 氏子総代不幸があった時は、弔慰金を差し上げる。
2. 氏子総代の病氣怪我等についての見舞いは、総代会に諮り、適宜これを行う。
3. その他慶弔に関するもので、必要の都度、総代会に諮り、適宜これを行う。
4. 弔慰金の詳細は総代会に諮り決定する。

### 細則付則

この神社細則は令和4年4月1日から施行する。

－以上－